

第2号様式（第4条関係）

特定生産緑地指定同意書		受 付 番 号	—	
(宛先) 昭島市長 特定生産緑地指定申請書（第1号様式）中、5生産緑地明細書の生産緑地について、特定生産緑地の指定を受けることに同意します。 また、当該農地の生産緑地指定時に提出した誓約書（都市計画施設と重複する土地に係る部分に限る。）について、その効力を継続することに同意します。				
権利調書				
5の生産緑地明細書に係る農地等利害関係人				
当該農地等における 権利者の住所 (連絡先)	(ふりがな) 権利者氏名	実印	権 利 の 種 類 ※3	権利を有する 生産緑地番号 ※4
〒 — (TEL — —)			所有権・抵当権 他 ()	
〒 — (TEL — —)			所有権・抵当権 他 ()	
〒 — (TEL — —)			所有権・抵当権 他 ()	
〒 — (TEL — —)			所有権・抵当権 他 ()	
〒 — (TEL — —)			所有権・抵当権 他 ()	

(記入上の注意)

- ※1 申請者自身も、権利者（所有権）であるので、上記権利調書に記入してください。
- ※2 印鑑登録証明書は、農地等利害関係人全員分を添付してください。
- ※3 権利の種類欄には、その人の持つ権利（所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権等）を記入してください。
- ※4 権利を有する生産緑地番号の欄には、特定生産緑地指定申請書中の5生産緑地明細書の番号を記入してください。
- ※5 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、昭島市で一括して同意を取得しますので、実印欄の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要です。
- ※6 農地等利害関係人は、もれなく記載し、全員の同意を取得してください。

【特定生産緑地指定同意書記載例】

第2号様式（第4条関係）

特定生産緑地指定同意書		受 付 号	—
(宛先) 昭島市長 特定生産緑地指定申請書（第1号様式）中、5生産緑地明細書の生産緑地について、特定生産緑地の指定を受けることに同意します。 また、当該農地の生産緑地指定時に提出した誓約書（都市計画施設と重複する土地に係る部分に限る。）について、その効力を継続することに同意します。			
権利調書			
5の生産緑地明細書に係る農地等利害関係人			
当該農地等における権利者の住所（連絡先）	(ふりがな) 権利者氏名	実印	権利の種類 ※3 権利を有する生産緑地番号 ※4
〒196-0014 昭島市田中町1-17-1 (Tel 042-544-0000)	あきしま たろう 昭島 太郎	昭島	所有権・ <u>抵当権</u> 他() 1, 2, 3, 4, 5
〒 — —	ざいむしょう 財務省		所有権 <u>抵当権</u> 他() 1
〒196-0021 昭島市武蔵野2-6-12 (Tel 042-542-0000)	とうきょうみどり 東京みどり のうぎようきようどうくみあい 農業協同組合	農	所有権 <u>抵当権</u> 他() 2, 3
〒196-0015 昭島市昭和町4-7-1 (Tel 042-541-0000)	あきしま じろう 昭島 次郎	次郎	所有権・ <u>抵当権</u> 他(<u>永小作権</u>) 4, 5
〒 — —			所有権・ <u>抵当権</u> 他(永小作権)

※同意書には、権利者全員の同意が必要です

「印欄」には、実印を押印してください
押印した農地等利害関係人全員の印鑑登録証明書を添付してください

権利者の住所・氏名欄には、特定生産緑地の申請者も記入してください

権利者の種類は、所有権・地上権・賃借権、登記されている永小作権・先取得権・質権・抵当権及び、これらの権利に関する仮登記、差し押さえの登記、または、その農地に関する買戻しの特約の登記、農業委員会に届出ている小作契約があります

権利対象となる生産緑地の番号を、別紙第1号様式「特定生産緑地指定申請書」の5生産緑地明細書の番号で記入してください

税務署に係る同意については、市で行いますので押印は不要です

※当該申請農地の権利者全員を記入していただきますので、権利者が多い場合は、用紙をコピーして別紙に記入してください

(記入上の注意)

- ※1 申請者自身も、権利者（所有権）であるので、上記権利調書に記入してください。
- ※2 印鑑登録証明書は、農地等利害関係人全員分を添付してください。
- ※3 権利の種類欄には、その人の持つ権利（所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権等）を記入してください。
- ※4 権利を有する生産緑地番号の欄には、特定生産緑地指定申請書中の5生産緑地明細書の番号を記入してください。
- ※5 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、昭島市で一括して同意を取得しますので、実印欄の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要です。
- ※6 農地等利害関係人は、もれなく記載し、全員の同意を取得してください。